平成２２年（フ）第１０９７号
横浜市磯子区磯子４丁目13番11―206号
債務者　杉本　晴美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７５号
横浜市青葉区大場町241番地28
債務者　山口　一生（旧姓浪岡）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７９１号
大阪府枚方市交北３丁目１番８―210号
債務者　甲斐　美里
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３８号
横浜市港南区日野９丁目39番32号
債務者　飯田　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３６号
神奈川県大和市中央６丁目３番３―307号
債務者　横田　恵美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４号
静岡県富士市石坂306番地の30、前住所静岡県富士市石坂66番地の１
債務者　秋山　香苗（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１６９号
岡山市中区国府市場69番地７　佐々木コーポ102号
債務者　中田　昌孝
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０号
岡山市中区穭東町１丁目10番25号　グループホームひまわり荘
債務者　横山　　浩
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５９号
岡山市北区青江４丁目６番20号　ぐらんめーるⅠ―Ｂ
債務者　根来佳也子（旧姓安井）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７５号
岡山市東区中川町1078番地320
債務者　荒牧　六男
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６号
岡山市東区中川町1078番地320
債務者　荒牧三恵子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８９８号
東京都千代田区東神田１丁目14―14
債務者　森川　　正
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９２７号
東京都練馬区石神井町８丁目28―６―201
債務者　吉澤　日和
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９２８号
千葉県千葉市稲毛区宮野木町1144―２　メゾン宮ノ木２号
債務者　秋葉　篤史
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９６６号
神奈川県横浜市港北区師岡町553―１―Ｂ―202
債務者　志村はじめ（旧姓安保）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９６７号
東京都練馬区春日町２丁目19―11―402
債務者　川津　浩平
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部